

再犯防止推進計画等検討会運営細則

1 議長の代理

議長が検討会に出席できない場合は、副議長がその職務を代理する。

2 構成員の欠席

構成員（関係行政機関の職員たる構成員を除く。）が検討会を欠席する場合は、代理する者を検討会に出席させることはできない。ただし、関係行政機関の職員たる構成員が欠席する場合は、議長の了解を得て、代理する者を検討会に出席させることができる。

3 構成員が欠席する場合の意見の提出

検討会を欠席する構成員は、議長を通じて、検討会に付議される事項につき、書面その他の方法により意見を提出することができる。

4 議事要旨

議長は、検討会の終了後、速やかに当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。